

産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1

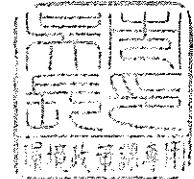
氏名 J&T環境株式会社
代表取締役 長谷場 洋之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

呉市長 新原 芳明

許可の年月日 令和5年3月27日

許可の有効年月日 令和10年3月26日



1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理(混練)

産業廃棄物の種類

燃え殻(判定基準に適合しないものを除く。)

汚泥(判定基準に適合しないものを除く。)

ガラスくず, コンクリートくず(工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず

鋳さい

がれき類

ばいじん(判定基準に適合しないものを除く。)

(これらのうち, 水銀含有ばいじん等を含み, 石綿含有産業廃棄物, 水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 混練施設

- ア 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 令和5年2月21日設置
処理能力 燃え殻, 汚泥及びばいじん 196.8t/16時間, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず及び
がれき類 163.2t/16時間, ばいじん 187.2t/16時間
- イ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 令和5年2月21日設置
処理能力 燃え殻及びばいじん 243.2t/16時間

(2) 保管施設

- ア 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 36.5㎡, 燃え殻, 汚泥, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器
くず, 鋳さい, がれき類及びばいじん 59.2㎡
- イ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 36.5㎡, 燃え殻, 汚泥, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器
くず, 鋳さい, がれき類及びばいじん 59.2㎡
- ウ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 36.5㎡, 燃え殻, 汚泥, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器
くず, 鋳さい, がれき類及びばいじん 59.2㎡
- エ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 36.5㎡, 燃え殻, 汚泥, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器
くず, 鋳さい, がれき類及びばいじん 59.2㎡
- オ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 36.0㎡, 燃え殻, 汚泥, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器
くず, 鋳さい, がれき類及びばいじん 48.7㎡
- カ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 72.6㎡, 燃え殻, 汚泥, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器
くず, 鋳さい, がれき類及びばいじん 120.5㎡
- キ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 32.7㎡, 燃え殻, 汚泥, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器
くず, 鋳さい, がれき類及びばいじん 63.0㎡
- ク 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 38.5㎡, 燃え殻及びばいじん 450.0㎡, 容器保管
- ケ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 18.1㎡, 燃え殻及びばいじん 225.0㎡, 容器保管

3. 許可の条件 以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年3月27日 新規許可
令和6年4月11日 変更届(代表者)
令和6年9月10日 変更届(保管施設)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

—有— 無